

ごみの持ち去り行為の禁止

ごみ集積所にルールを守って持ち出された不燃ごみや資源ごみをトラックなどで持ち去る行為の情報が多数寄せられています。

このため、7月1日から

「境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」

の一部を改正し、**ごみを持ち去る行為を禁止**しました。

《主な改正点》

- ◇ 市または市の収集委託業者以外の者が、ごみ集積所からごみを収集することを禁止する
- ◇ 市長は、違反行為をする者に対し、収集しないよう命じることができる
- ◇ 違反した者には20万円以下の罰金を科す
- ◇ 法人の代表者、若しくは従業員等が業務に関して違反行為をした場合は、行為者同様に、法人にも罰金を科す

【お願い】

持ち去り行為を見かけた時は、清掃センターに情報提供（日時、場所、車のナンバー、状況など）をお願いします。

また、これらの理由により、自治会等で行う廃品回収は、ごみ集積所以外での実施をお願いします。

●問合せ先

清掃センター (☎ 42 - 3803)

特別医療費助成制度

身体障害者手帳（1・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、療育手帳（A）をお持ちの方は、世帯および本人の所得状況により、医療費の自己負担額が助成される場合があります。

該当する人は、忘れずに申請をしてください。

なお、1医療機関・1カ月の自己負担上限額は下表のとおりです。

		市民税			
		世帯	非課税	課税	
対象	本人	非課税	非課税	課税	
				※ 昨年の所得が老齢福祉年金支給要件の基準額未満	※ 昨年の所得が老齢福祉年金支給要件の基準額以上
自己負担上限額	入院	0円 (全額助成)	5,000円	10,000円	助成対象外 (申請不可)
	通院		1,000円	2,000円	

※ 老齢福祉年金支給要件の基準額は、控除などが税と異なります。詳しくはお問い合わせください

●持参するもの

- ◇ 該当する障害者手帳等
- ◇ 印章
- ◇ 健康保険証または組合員証
- 問合せ先 市民課保険年金係
(☎ 47 - 1036)



国民年金の免除制度

経済的な理由等で国民年金の保険料（月額14,660円）を納めることが困難な場合は、所得基準の範囲内であれば、申請により保険料の全部または一部の納付が免除されます。

免除が承認された期間については、種類に応じて一定の割合で将来受給する年金額の計算に算入されます。

また、年金の受給資格を得るために必要な期間にも算入されます。

●申請に必要なもの

- ◇ 年金手帳
- ◇ 印章
- ◇ 失業者の特例（失業者の所得を除外して審査する）を適用する場合は失業を確認できる書類
- （雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証等）

●問合せ先

米子社会保険事務所

(☎ 34 - 6111)

市民課保険年金係

(☎ 47 - 1035)



風車のある家に暮らす。助成金であなたの家を発電所に！

売電可能な風車1基の導入費用が

230万円 → 154万円になります！

NPO法人エコパートナーとっとり*は、環境省の地域協議会民生用機器導入促進事業を鳥取県の皆様が活用しやすいよう積極的に支援します。

※NPO法人エコパートナーとっとり：環境省地球温暖化対策地域協議会

地域協議会民生用機器導入促進事業対応商品

小型風力発電システム **エアドルフィン**

内閣府産学官連携功労賞



*風力発電機のほか指定のベレットストーブや太陽熱利用機器なども対象になります。支援対象事業は5つあり、各対象事業について省エネ機器の注文が一般家庭・事業所を合わせて10件以上まとまると環境省より3分の1の補助が受けられます！

サンイン技術コンサルタント株式会社

www.sanin-gc.co.jp/

米子市昭和町25番地1 連絡先: 0859-32-3308

有料広告